

6 . 次の作業に向けて

(1) 河口堰開門調査への道筋は腰を据えて

長良川河口堰の開門調査の検討を開始して、長良川河口堰検証 PT・専門委員会報告まで 1 年、その後合同会議準備会のみまま 1 年が経過しているが、いまだ愛知県と水資源機構・国土交通省との合同会議は設置に至っていない。

河口堰の開門調査の検討は、残念だがスピード感をもっては進んでいない。しかし、長良川河口堰の建設過程を振り返ってみれば、国土交通省は、河口堰建設の構想（1965 年度）から事業認可（1973 年）、本体工事着手（1988 年）、運用開始（1995 年）まで、全過程で 30 年をかけている。事業者の長良川河口堰建設までにかけた年月に比べれば、開門調査への努力はまだ 2 年あまりということもできる。海外の事例を見てみると、オランダのハーリングフリート河口堰では、2015 年に開門することを決めるまでに 10 数年を要している。継続する強い意思が、長良川河口堰の開門調査を実現に導くことになる。

(2) 国土交通省と岐阜県・三重県の理解

長良川河口堰の開門調査を実施するには、河口堰を管理運用している水資源機構、及び水資源機構を指揮監督している国土交通省の理解が欠かせない。

岐阜県の長良川河口堰開門調査への主たる懸念は、塩水遡上による塩害の発生である。その根拠は国土交通省の「30 km 塩水遡上論」にある。愛知県の専門家は「30 km 塩水遡上論」に疑問を呈しているが、その「説明責任」は、愛知県にも岐阜県にもなく、「30 km 塩水遡上論」を主張し、それに関する資料やデータを独占している国土交通省にある。したがって、まずは国土交通省にその説明をしていただき、その上で、塩水遡上による被害が生じないような方策を、長良川河口堰の運用を行っている水資源機構と検討し、岐阜県の理解を得る作業に入ることが、順序として考えられる。

開門調査の検討は、Step by Step で進めていかなければならない。国土交通省が愛知県と合同会議を設置することに消極的な理由が、岐阜県・三重県が懸念を抱いていることであるとすれば、岐阜県の懸念の根拠は国土交通省のシミュレーション結果であるから、まず、国土交通省が説明責任を果たすことから始めることが適当である。

また、三重県の懸念の根拠は、取水口が河口堰上流にあり、影響を受けることが想定されるので、その影響を軽減又は無くす方策の検討を行うことが必要である。影響を軽減又は無くすることができる行政手法をもっている主体はだれかということも検討事項である。

(3) 愛知県庁の作業の加速化

長良川河口堰の開門調査は、愛知県知事の選挙の約束である。ただし、関係者の理解を得なければ実現できない事柄であり、その約束を果たすために、専門的な検討を行うとともに、関

係者の理解を得る努力が続けられている。また、愛知県が自らの意志と努力で実現可能な事項も既に整理されており、その実行のための検討は愛知県庁の仕事である。

日本の統治機構は、長い間、国の省庁が法律と補助金によって地方自治体を動かし、地方自治体の職員が、国の省庁を指して「本省」と呼ぶ習慣が形成されてきた。しかしながら、地方分権の議論が進み、法律も改正され、国と地方自治体は対等であるとの考え方が定着してきた。長良川河口堰の開門調査は、現時点では国土交通省の理解が得られていないが、愛知県職員は、愛知県の率先取組事項の作業を加速化することによって、独立した地方自治体の職員として地方分権の実を上げることができる。

(4) 国民・県民の関心

長良川河口堰の開門調査を実現する基本は、国民・県民の関心を高めることである。長良川が人々の生活や漁業という営み、文化や環境といった親しみのある存在ではなく、単なる水瓶や洪水によって人々に害をなす対象にすぎない存在であれば、人々の関心も高まらないし、開門調査の検討も専門家の議論に終始してしまう。

長良川河口堰の開門調査には、専門的な検討が欠かせないが、それは学者が論文を書くための専門家や研究者の作業ではない。人々が「長良川を取り戻す」ためのものである。専門家の専門的知識を人々が活用できるようにするには、多くの人々の関心を惹起するプログラムを予定も大切である。